

(別紙2) 人材銀行事業

1 契約相手方の概要

(1) 東京

① 受託事業者

名称：株式会社 JMAM ^{ジェイマム}チェンジコンサルティング

代表者氏名：野口晴巳

本社所在地：東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル2F

② 契約金額：182,555,100円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

求人者の求人ニーズの内容・条件、求職者の職歴・スキル・希望条件等の詳細を把握しマッチングに努める。特に、求人を待つというスタンスではなく、積極的に求人開拓を実施する。求人者・求職者に対しては求人充足・再就職決定を促すとともに、必要に応じてカウンセリングを実施。所長(責任者)以下、マネージャー、キャリアコンサルタント等の専任スタッフ合計17名体制を予定。少人数高効率を実現するために全スタッフが求職者窓口対応、求人開拓、事務処理等を行うことのできる体制をとる。

(2) 神奈川

① 受託事業者

名称：株式会社 ヴェディオール・キャリア

代表者氏名：大谷光彦

本社所在地：東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟30F

② 契約金額：81,112,500円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

求人者、求職者双方に対して信頼ある適切なコンサルティングと求職者に対する職業紹介、豊富な企業情報を活かした求人開拓を実施。企業向けに中高年雇用に関するセミナーを開催し、中高年の効果的な活用方法を提案し、併せて人材銀行の認知度を高めていく。現地スタッフとして、統括責任者1名、コンサルタント4名、受付事務1名の計6名体制を予定。コアタイムを考慮したシフト制とし、時間帯ごとの来館人数に合わせたサービスを提供。

(3) 福岡

① 受託事業者

名称：株式会社 JMAM ^{ジェイマム}チェンジコンサルティング

代表者氏名：野口晴巳

本社所在地：東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル2F

② 契約金額：70,714,350円(税込み)

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

求人者の求人内容・条件、求職者の経歴・スキル等の詳細条件を把握してマッチングに努める。特に、求人を待つというスタンスから積極的に働きかけて求人開拓を実施する。求職者の経歴・スキルを踏まえて潜在的需要が見込める業界等に対して求人開拓を実施。また、求職者へのカウンセリングも実施。所

長（責任者）以下、副所長、ほか非常勤スタッフ4名の6名体制を予定。少人数高効率を実現するために全スタッフが求職者窓口対応、求人開拓、事務処理等を行うことのできる体制をとる。

2 契約内容（上記(1)～(3)共通）

(1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

① 委託事業の趣旨

甲（対象労働局総務部長。以下同じ。）は、乙（各受託事業者。以下同じ。）に対し、管理的職業、専門的・技術的職業に係る求人と求職に特化した自己完結型の無料の職業紹介を行う公共職業安定所の機関である人材銀行における、求人及び求職の受付等、職業相談、職業紹介及びこれらに付随する業務等（以下「人材銀行事業」という。）を委託する。

② 委託事業の内容

この契約において乙が履行すべき業務内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき厚生労働大臣が策定する「人材銀行事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び乙が入札に際し提出した書類で明記されたものとする。

③ 就職促進費

人材銀行の求職者のうち、乙の職業紹介により実施要項1(4)②に定める就職に至った者の割合（以下「就職率」という。）が単年度毎に1割5分を超える場合、超える分の就職者数に2万円を乗じて得た額（以下「就職促進費」という。）に100分の105を乗じた額を支給することができる。

(2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

この契約の期間は、平成19年4月1日から平成22年4月30日までとする。

(3) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

① 委託事業の開始、中止及び終了

乙は、契約期間の初日を委託事業の開始日とし、確実に委託事業を開始しなければならない。

乙は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

委託事業は、人材銀行の運営については平成22年3月末日までとし、利用者の

満足度等の調査については平成 22 年 4 月末日をもって終了する。

② 求人者及び求職者の個人情報等の取扱い

乙は、求人者及び求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、求人者及び求職者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

乙は、求人者及び求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

上記については、乙が委託事業に関して知り得た法人の情報についても同様とする。

③ 秘密の保持等

乙及びその役員、従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者は人材銀行事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

④ 事業従事者に係る取扱い

乙は、従前の人材銀行において国が配置していた常勤職員数を踏まえ、事業を適正かつ確実に実施できる体制として必要な数の正規雇用の者を専任として配置しなければならない。

乙は、人材銀行事業に従事する者を労働保険及び社会保険に加入させなければならない。

⑤ 求人者及び求職者に対する公正な取扱い

乙は、サービスの提供について、求人者又は求職者を合理的な理由なく区別してはならない。

乙は、人材銀行事業における求人者及び求職者の取扱いについて、人材銀行以外場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

⑥ 金品等の授受の禁止

乙は、人材銀行事業において、金品等（事業を進めるために必要な物品として求人者又は求職者に給付されるものを除く。）を受け取る事又は与えることをしてはならない。

⑦ 宣伝行為の禁止

乙が行う人材銀行事業により設置される人材銀行の名称は、「〇〇人材銀行（△△受託□□労働局委託事業）」とすることとし、乙及び乙の事業に従事する者は、当該名称又はそれと誤認される名称を用い、人材銀行事業の業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること及び当該自らが行う業務が人材銀行事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

乙は、人材銀行において、人材銀行以外場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑧ 甲との契約によらない自らの事業の禁止

乙は、人材銀行において、甲以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑨ 求人及び求職情報の活用の禁止

乙は、人材銀行において受理した求人及び求職情報について、自らが運営する民営職業紹介事業所において活用してはならない。ただし、自らが運営する民営職業紹介事業所において受理していた求人、求職についてはこの限りでない。

⑩ 記録

乙は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑪ 帳簿、書類等

乙は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑫ 権利の譲渡

乙は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑬ 手数料又は報酬の徴収等

乙は、委託事業を実施するに当たっては、求人者又は求職者のいずれからでも手数料又は報酬を徴収してはならない。

乙は、委託事業を実施するに当たっては、求人者又は求職者に対し、委託事業の内容を構成しない商品その他サービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

⑭ 権利義務の帰属

乙は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

乙は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

⑮ 再委託

乙は、やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託以外に、委託事業の一部について再委託を行おうとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、甲の承認を得なければならない。

乙は、再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

⑯ 調査等

乙は、委託事業開始日から起算して1ヶ月を経過するごとに、1ヶ月以内に、委託事業の実施状況を甲に報告しなければならない。

乙は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から3ヶ月以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びに人材銀行事業の実施に要した経費に関する報告書を甲に提出しなければならない。

乙は、実施要項1(3)⑤に定める調査を就職者及び求人が充足した事業者について、各月毎に当該件数が50件以下の場合は全数を、50件を超える場合は、無作為に抽出した50件を対象に実施するとともに、有効期間満了を迎えた求職者及び求人者について、これらと同数無作為に抽出して実施しなければならない。

甲は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、人材銀行事業の状況に関し必要な報告を求め、又は人材銀行に立ち入り、人材銀行事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

甲は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

⑰ 指示

甲は、乙による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

人材銀行の求人者及び求職者に対するサービス提供の第一義的な責任は、甲に帰属するものであることから、甲は、乙に対し、業務運営上必要がある場合に個別の求人者及び求職者に係るサービス提供状況、個人情報等を提出するよう求めることができる。

⑱ 委託契約の解除

甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約は、次のいずれかに該当することとなった時点において解除することとする。

一 偽りその他不正の行為により本事業を受託した場合

二 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき

三 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可の取消しを受けたとき又は許可の有効期間が満了したとき

四 契約に従って人材銀行事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

五 四に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

六 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

七 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

八 乙又はその職員その他の人材銀行事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、人材銀行事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

九 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

十 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑱ 委託費の返還

前条に該当し、契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、委託費（就職促進費を含む。以下この条において同じ。）の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合においては、その額につき年100分の5の割合で、委託費の支給の日から委託費の返還の日までの日数により計算した延滞金の納付を求めることができる。

乙は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

⑳ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議する。

- (4) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

乙は、本契約を履行するに当たり乙、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、甲が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、乙は、甲の求償に応じなければならない。ただし、当該損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。